

## 山内秋郎家の新出中世文書

松原 信之\*

はじめに

1. 「山内秋郎家文書」と「劔神社文書」
2. 劔神社と織田庄
3. 劔神社と織田寺の構成と変貌

新出中世文書翻刻

### 1. 「山内秋郎家文書」と「劔神社文書」

「山内秋郎家文書」は神奈川県山内英司氏より寄贈された文書である。英司氏の父の秋郎氏は劔神社の禰宜職を勤めた上坂津右衛門氏の六男であったが、秋郎氏が母方の山内家を相続する際に転出された劔神社関係の文書の他、歌集や秋郎氏の論文を含めた873点が「山内秋郎家文書」である。このうち劔神社関係の中世文書は「劔神社文書」を検証するうえで実に貴重な文書というべきであろう。

『福井県史』資料編5に収載された「劔神社文書」は、丹生郡越前町（旧織田町）に鎮座する劔神社に襲蔵された文書の他に、東京大学史料編纂所架蔵の影写本にのみ残された文書と『福井県丹生郡誌』の「資料編」（昭和53年刊）に収載されているものとの構成されているが、今度寄贈された「山内秋郎家文書」は、劔神社に伝来しなかった新出文書のみならず、東京大学史料編纂所架蔵の影写本により収載した文書の原本の他、『福井県丹生郡誌』資料編に収載されている文書の原本も発見された。『福井県丹生郡誌』の「資料編」の収載文書（16点）は、それ自体が写筆本であった文書の刊本であるから、原本と対校すると誤写や誤植が多く、新出文書と断定しても問題のない文書ばかりである。ただ、天正年間の「織田寺社代恵伝書状案」は織田信長の家臣宛の書状の下書であるが、文書の上下に破損が多く解読不能の箇所がある。しかし『福井県丹生郡誌』資料編の収載文書では、この解読不能の箇所の一部が判明できるので、破損以前に写本が作成されたのであろうか。

なお、『福井県史』資料編5に収載された「劔神社文書」のうち45・78号の写本の原本が、逆に18・19・63・132号の写本が「山内秋郎家文書」に存在する。本稿では新出文書（11点）とともに『福井県丹生郡誌』資料編の収載文書をも含めて、主として中世文書のための27点を翻刻した。

ところで、劔神社関係の中世文書を検証すると、主として、別当織田寺関係・子院の玉蔵坊・千手院関係に大別される。このうち玉蔵坊は中世末期に廃坊となり、その関係文書は千手院に伝来されたと考えられ、千手院も近世初期に社家の上坂氏に転身したと考えられるが、明治維新に神仏分離令により織田寺が廃寺となり劔神社が成立すると、別当寺院が襲蔵してきた織田大明神関係文書は禰宜となった上坂氏が管理することになったと考えられる。

以上の劔神社関係文書を理解するためには、織田大明神（劔神社）の歴史的背景を知る必要があり、

---

\* 福井県文書館資料調査員

以下に、その概要を述べておきたい。

## 2. 劔神社と織田庄

丹生郡のほぼ中央の織田盆地に鎮座する劔神社は、越前国二の宮として古くから崇敬されてきた式内社で、『続日本紀』宝亀2年(771)10月16日条にも「詔宛越前国従四位下勲六等劔神食封廿戸・田二町」として見えるが、「延喜式」では当社は敦賀郡に属し、気比大神を配祀していることから、敦賀郡気比神宮(敦賀市)との関係が深かったと考えられる。当社蔵の梵鐘(国宝)に「劔御子寺鐘神護景雲四年九月十一日」の銘があり、奈良時代すでに当社に「劔御子寺」とする神宮寺が存在した。

ところで、文安2年(1445)に京都の教王護国寺(東寺)の修造のための料足を奉加した越前の真言宗諸寺を記載した「東寺修造料足越前国寺々奉加人数注進状」(「教王護国寺文書」京都大学文学部博物館古文書室所蔵文書『福井県史』資料編2)によると、「織田 劔大神宮寺 式拾六人」が2貫600文を奉加しているから、当初、織田神宮寺は真言宗であった。しかし、劔社が鎮座する織田庄が天台宗京都妙法院領であったことから、享徳2年(1453)に神宮寺の織田寺は天台宗延暦寺の東谷檀那院の末寺となり(「劔神社文書」『福井県史』資料編5、4号、以下同書に依拠する文書は( )内に号数で示した) 劔神社ともどもにその支配下に置かれた。このように、劔神社が鎮座する織田庄が妙法院門跡領であったため、織田庄成立の経緯に関する主な文書史料は現在京都市東山区の妙法院に伝来する。

康永3年(1344)7月の「亮性法親王庁解」(「妙法院文書」)によって、まず織田庄の成立を概観すると、鎌倉時代初期の建保6年(1218)に開発領主の高階宗泰が本家職を高倉天皇の妃、七条院(藤原殖子)に寄進して立庄され、その後、安貞2年(1228)に七条院の孫で妙法院門跡の二品尊性法親王に譲渡されたもので、領家職は同じく尊性法親王が管領する円音寺に付属された。当時国衙領であったと推定される織田の地の開発権が認可された開発領主の高階宗泰、もしくはその祖先は、越前国府在庁の下級官人ではなかったかと考えられる。この高階氏が開発した織田の地を、当時、越前の分国主であった七条院に寄進して立庄し、実際の支配権を有する預所職を高階宗泰が知行したのであろう。建保6年10月の「越前国留守所下文」(「妙法院文書」)によれば、織田庄の四至に榜示を打って庄域を定めると同時に、恒例であろうと臨時であろうと大小の国役のすべてが停止された。なお、この「留守所下文」に「歡喜寿院御領織田庄壱所事」とあるのは、建保2年に七条院の御願によって建立された歡喜寿院に、七条院が当初、この織田庄を付属させたものである。

織田庄内の村数については文和2年(1353)の「妙法院当知行目録案」(「妙法院文書」)に「越前国織田庄 十三箇村」とあるが、もちろん近世の村数とは異なるから、これでもって庄域を確定することは不可能である。ただ、中世末期の庄郷域をまとめて描かれた慶長11年(1606)頃の「越前国絵図」(松平文庫蔵)によれば、1754石4斗9升の「大明神村(織田村)」を中心に、2117石7斗3升7合の「織田庄」(境野・榮原・頭谷・青野・金屋・内郡・朝日・開発) 3360石8斗1升8合の「織田庄平村」(平楽・下川原・江波・櫻津・蚊谷・八田) 3030石1升1合の「大田庄」(上山中・下山中・四杉・三崎・大王丸・中・赤井谷・山田・細野・岩倉・桜谷・篠川・上戸)を総合した1万263石5升6合という広大な庄域がほぼ中世の織田庄域と推定して間違いなく、凡そ旧織田町・旧宮崎村から旧朝日町の一部にかけた広大な庄域であった。

### 3. 劔神社と織田寺の構成と変貌

近代以前の劔神社は、劔大明神と織田寺によって構成された神仏混合の寺院であった。先の文安2年(1445)に京都の教王護国寺(東寺)の修造のための料足を奉加した織田神宮寺は「織田 劔大神宮寺 貳拾六人」とあり、26の僧坊が存在した。その後の朝倉時代の享禄元年(1528)の「劔大明神寺社領納米銭注文」(30号)によれば、「劔大神宮寺 真禅院」を中心に寺僧は20人、宮仕2人、社家は上9人・下16人の計25人により劔大明神と織田寺が構成されていた。永禄元年(1558)の「織田寺役者中裁許状」(40号)や翌2年の「織田寺役者中掟書」(41号)などによると、養躰院・延命院・玉蔵坊・千手院など、20人の寺家名のほとんどが知られる。

天正2年(1574)の一向一揆によって全山焼亡したが、翌3年に織田信長が越前を平定すると、織田氏の氏神とされた当社には、同5年の柴田勝家の検地に際して1489石余を除地として残した。しかし、慶長3年の太閤検地の際の除地帳では養躰坊など19屋敷しか残らず、江戸期に入ると、越前国主の結城秀康や大野藩主松平直基らが社領を寄進して当社を外護したが、衰亡は止まらなかった。幕末に成立した越前の地誌である『越前国名蹟考』には、劔大明神について「老祝部 劔明神奉仕 上坂筑前 忌部氏、権祝部、三官 上坂庄大夫」とあり社人の三職と称し、「社人 二十二 三職合テ二十五人」とあり、また、寺家については「真言宗東寺末 別当 金栄山織田寺 神前院 社僧 養泰院」とあり、神宮寺の「金栄山織田寺 神前院」の他は「社僧 養泰院」しか存在せず、「延命院 当時断絶、右之外、以前は千手院・不動院」が存在したという。「神前院は護摩堂の勤のみにて神前へは不出由。是上代朝廷より被置し神宮寺なるへし」ともあり、神宮寺の「神前院」のみ、中世の「真禅院」以来、明治維新まで連綿として存続した。

表 山内秋郎家の中世文書(編年順)

	年 月 日	文 書 名	文書番号、県史等掲載
1*	明德4(1393)7 .	信昌公力ナ書置文残簡	00036
2*	明応6(1497)4 .19	劔大明神灯明料注文	00034
3	永正17(1520)4 .23	右衛門・正円兵衛連署請文	00035、『県史』24号、『郡誌』
4*	永正17 . 5 .	広部将監田畠目録注文	00032
5	享禄1(1528)11 .16	織田寺俊宥等連署書連状	00016、『県史』25号、『郡誌』
6*	天文17(1548)2 .30	後奈良天皇宣旨	00037
7	天文17(1548)11 .16	常楽坊宗白・玉蔵坊宗慶連署書状	00017、『県史』33号、『郡誌』
8*	永禄1(1558)5 .11	玉蔵坊分内田地作職安堵状	00018
9*	永禄1 . 5 .11	織田寺坊中・社家連署状写	00024
10*	年未詳 . 11 .13	社家代大祝・養躰院連署状	00007
11	年未詳 . 8 .13	小泉長治書状	00002、『県史』45号、『郡誌』
12	永禄3(1560)5 .29	山本庄久恒名段銭分納請文	00020、『県史』43号、『郡誌』
13*	年未詳	国役諸役免除停止二付奉書	00011
14*	年未詳	永代売渡織田庄本所方年貢等注文	00021
15	天正1(1573)8 .28	明智光秀・羽柴秀吉・滝川一益連署状写	00003、『県史』65号、『郡誌』
16	年未詳 . 9 .4	織田寺社代実民等連署書状	00006、『県史』143号、『郡誌』
17	天正4(1576)1 .18	織田寺社代恵伝書状案	00025、『県史』83号、『郡誌』
18	(天正4) . 1 .18	織田寺社代恵伝書状案	00027、『県史』84号、『郡誌』
19	(天正4) . 1 .18	織田寺社代恵伝書状案	00027、『県史』85号、『郡誌』
20	(天正4) . 1 .18	織田寺社代恵伝書状案	00028、『県史』82号、『郡誌』
21	(天正4) . 1 .18	織田寺社代恵伝書状案	00028、『県史』81号、『郡誌』
22	(天正6) . 8 .21	佐久間盛政書状	00008、『県史』106号、『郡誌』
23*	天正6 . 9 .5	柴田勝家黒印状	00022
24	(天正8) . 10 .9	織田寺社代恵伝書状案	00031、『県史』115号、『郡誌』
25	(天正8年10月).5	織田寺社代恵伝書状案	00030、『県史』114号、『郡誌』
26	天正8(1580)10 .18	織田寺社代恵伝書状案	00029、『県史』116号、『郡誌』
27*	年未詳 . 10 .22	織田寺社代恵伝書状案	00026

注1 \*は、新出資料である。

2 「県史等掲載」の『県史』は、『福井県史』資料編5中・近世3(1985年)、『郡誌』は『福井県丹生郡誌』収載分を示す。5桁のコードは、山内秋郎家文書(資料群番号X0142)の文書番号である。

四 広部將監田畠目錄注文

(前欠)

壹段半五ヶ所山共二兼国名之内有坪

赤井谷左衛門・同兵衛太郎・道永兵衛

壹段半山壹ヶ所 宗延名之内

衛門次郎沽却  
石田九郎左衛門沽却

大四ヶ所 兼友名之内  
正本名之内年光名

三嶋ノ良源坊  
尊屋方ノ清次郎沽却

參段 国年名之内有坪境書八 券之面二在之

櫻津ノ田中左衛門・祝六郎次郎・道願掃部沽却

大 徳長名之内 有坪境書八売券ノ面在之

朝日納道孫太郎沽却

貳段檜物田 未 式石公方へ參御散田

末宗ノ助三郎・窪ノ後家沽却

壹段半公事免 有坪河原田

宇野隼人沽却

四ヶ所 山畠名 屋敷共二 有坪境書八

山中ノ道正兵衛  
元ノ四郎次郎古却

大 畠中名より立

覚円・田中与次郎・宇野・正源兵衛  
兵衛・次郎四郎六人ノ賀判二て沽却

壹段 有坪堺書八売券式通之面二在之

笠原源衛門・田中四郎兵衛沽却

壹段 有坪八定免 在之

山中ノ道覚兵衛沽却

半 半 当房共内 印堅名之内新四 八売券面在之 三崎正円兵衛・川上新左衛門古却

半 行現名之内・宗貞名之内有坪境書八売券面在之 加谷掌一同子ノ衛門沽却

半 相之事田 有坪堺書八売券之面在之 いつミノ兵衛次郎古却

壹段 奥久名之内有坪堺 面二在之 同郎岡ノ兵衛太郎沽却

小州步 重清名之内有坪境 在之 三崎之問ノ衛門沽却

式ヶ所宗平畠共二 末宗名之内新四郎有坪境書八売券之面在之 窪ノ兵衛・末宗ノお徳沽却

以上

右此目錄之上二書申候田今田之分、於以後孝景様之御判形之由被及聞召候者可被召者也、仍如件、

永正拾七年五月

広部將監  
守徳(花押)

二五 織田寺社代惠伝書状案

〔端裏書〕

〔天正八十月五日板公事之儀付候て聞下へ折帛ノ跡書〕

諸役御免除之旨御朱印・同勝家様御一行之筋目

態令啓達候、仍從越知山板持之夫之事、先日以寺官申入候処二重而之夫

役之段八被成御用捨之旨御返事二候、然而又可被仰付之由候而、上使衆

昨晚門前へ被打入候、色々御理雖申候、彼上使衆へ直札於到来者同心可

申之趣二候之条、急度被仰遣 〇〇〇〇 存候、 山口文右衛門尉

申

〇〇〇〇

織田寺社代  
惠伝

〇〇〇〇  
人々御中

〇〇〇〇 御一行之旨御神領分御免除候而

〇〇〇〇 存候、重而為御拜見御一行令持參候、以上

二六 織田寺社代惠伝書状案

〔端裏書〕

從越知山板申付候処、御祝着 〇〇〇〇 御礼本望之至候、仍菅九右殿

之事、先日樂定坊江被仰渡候様子八參百枚と御座候、今度之御折帛二八

參百間二候由承仰候、驚入存候、御神領分百姓等少分之儀候条、有御用

捨被仰付候者可畏存候、今度之雪二取よせ可申候段難調候、雖然天氣能

候て八坂之雪消候者、三百枚程八涯分取よせ可申候、委細使者可被申入

候、恐々

天正八

十月十八日

織田寺社代  
惠伝

聞下齋御宿所 跡書

二七 織田寺社代惠伝書状案

〔端裏書〕

〔跡書〕 天正八十二月廿二 聞下へ折帛跡書之

大般若經 轉読

御所勞之由承候間、於御神前致衆僧各致御祈禱、御卷教令進入候、早速

可為御平愈候様可抽誠精懇祈候、恐々謹言

十月廿二日

織田寺社代

聞下齋 御宿所

恐々謹言、

正月十八日

織田寺  
惠伝

佐々孫十郎殿

旨 御宿所

。欠損部分ノ傍注ハ『福井県丹生郡誌』二二〇頁。

八月廿一日

盛政（花押）

宮内ノ

五郎左衛門所

平等

小なわて左衛門太郎所

其外作人中

佐玄

二〇 織田寺社代惠伝書状案

当春之御吉慶千喜万悦、猶以不可有休期候、仍於神前勤御祈禱修正会、御卷数牛玉并青銅百足令進上候、目出度表祝儀計候、尚寺官可被申上候、恐惶謹言

正月十八日

織田寺社代  
惠伝

羽柴筑前守殿人々御中

コレ八状ナリ

二一 織田寺社代惠伝書状案

新春之御慶万々歳、不可有休期候、仍 上様年頭之御礼申上候、二位法印江可然之様御申望入存候、随而雖憚敷至極候、青銅（百足）令進入候、目出度表祝儀計候、猶寺官可被申入候、恐惶謹言

正月十八日

織田寺社代  
惠伝

（木下助左衛門）  
殿 旨 御宿所

二二 佐久間盛政書状（折紙力）

織田寺福泉坊持分田畠居屋敷等地子銭年貢米之事、行光坊領之内候之条、自然於他納者可為曲事候、為其如此候、謹言

二三 柴田勝家黒印状（折紙）

大明神領内寺社分、年々令無沙汰由太曲事候、為催促中間式人差越之条、遂算用急々可究済、猶於如在者可加成敗者也、仍如件、（柴田勝家）  
天正六  
九月五日  
織田大明神領  
給人名主百姓中

二四 織田寺社代惠伝書状案

〔端裏書〕  
天正八十月九日越知山板奉行衆へ遣申候折紙跡書也  
菅屋九右衛門尉殿渡申板之内京間廿間之分、聞下齋江御借候由候て北庄へ可持之由、当月五日二預御折紙候間人夫被遣申候、定而其方へも案内可有御座与存候、菅九へ之板之儀も近日取二可遣候、此程天氣荒候に付而相延申候、非如在候、猶自是重而可申入候、恐々  
十月九日  
織田寺社代  
惠伝  
天正八

越知山

板奉行衆

旨 御旅宿所

候、仍狀如件、  
天正元  
八月廿八日

明知(智)十兵衛尉

光秀

羽柴藤吉郎

秀吉

滝川左近

一益

寺家中

一六 織田寺社代実民等連署書状

尚々申上候、年来山をあらし申候処此度見相申候、御分別を以被仰付候而可被  
下候、可為御神忠候、已上、

態令啓達候、仍大明神内林材木、昨日上野村大工ノ与次郎と申者盜取申  
候条、彼材木押置申候、彼者被寄召嚴重被仰付候者忝可存候、恐惶謹言、

九月四日

寺社  
実民(花押)

長祐(花押)

宗雄(花押)

田口源左衛門尉殿

桂田次太夫殿

一七 織田寺社代惠伝書状案

御狀天正四丙子年

(新)陽之御吉兆千秋万歳不可有際限候、仍於神前(御祈)禱修正会御巻数牛玉

并御供致運上候、弥々可(抽誠)精之懇祈之旨、此等之趣御披露所仰候、恐  
惶謹言、

正月十八日

(仁)位法印人々御中 如此調文章二而色々たて文にてつわつゝ三候、裏

書二八越前国□□之文章も如此候、宛所八

正月十八日

玄以法印人々御中

。欠損部分ノ傍注八『福井県丹生郡誌』二〇三頁。

一八 織田寺社代惠伝書状案

年頭之御嘉兆千喜万悦不可有(尽期候、仍於神前御祈禱)御巻数牛玉并  
青銅參拾足令進上候、(目出度表祝儀計候、)猶寺官可被申入候、恐惶

正月十八日

不破河内守殿

正月十八日

前田又左衛門尉殿

正月十八日

佐々内蔵助殿旨人々御中

。欠損部分ノ傍注八『福井県丹生郡誌』二〇三頁。

府中三人衆へ

織田寺社代  
惠伝

一九 織田寺社代惠伝書状案

将亦御捧物百疋慥届申候、尚期貴面之時候、以上、  
改年之御慶万々歳、不(可有休)期候、仍旧冬御祈禱之儀被仰候之間、於神

前大般(若經百卷)令執行、則御巻数令進入候、尚以可抽誠精之懇祈候、

筆、其方二在之由候間、何モ此者可給候、自然本文無之候者、写成共可給候、恐々謹言、

小泉藤左衛門尉

八月十三日

長治（花押）

（宛名欠）

一二 山本庄久恒名段銭分納請文

〔異筆〕  
〔御公儀之御判也〕

山本庄之内久恒名御段銭、天文元年ヨリ永禄式年迄御算用申、未進式拾貫七百貳拾文二被為相定候、此内拾貳貫貳百貳拾文兩度二沙汰申候、残而七貫五百文八来年六月中二進納可申候、若於如在者堅可有御催促候、仍如件、

永禄参年五月廿九日

織田寺社代延命院

真祐（花押）

青木隼人佐殿 〔此言通八延命院盜賊分アラワレテ〕

一三 国役諸役免除停止二付奉書

当庄江近年舟役諸役浦里共二依申懸、従先規劔大明神常楽会相勤、重々子細有之付而自余二為相替高除筋目、（朝倉孝景）英林様御一行懸御目、百姓等申通去七月三日被遣奉書、向後舟役并諸役已下如先規堅被成御停止旨候処、今度御兵糧米人夫儀符中兩人被申懸旨、当庄百姓等申趣高橋新介披露候処、最前任奉書之旨舟役并国役諸役以下國中雖並、既自余相替高除之条、向後不可致承引由被仰出候、此旨府中兩人江遣奉書候者也、恐々謹言、

（後欠）

一四 永代売渡織田庄本所方年貢等注文

永代売渡織田庄本所方本役米并田地年貢米同代方等之事

合壹石八斗四升者 行光坊ヨリ相立本米 立木定

合壹斗者 雜帳米經所定 同前ヨリ相立

合五升者 立木定 本米内也 同前ヨリ相立

有坪ミヤ内馬場道ヨリ東養躰院作分  
合壹段 分米壹石者 立木定 同代貳百文在之

但服部扱新出来内四方搦者 南八江ヲ堺・東寺門ヲ堺・西八道ヲ堺・北八はりの木江ヲ堺、民部方田在之、  
大兵衛門同在之

有坪高橋鳥居之南尻石子之重次郎作分  
合壹所分米五斗者 立木定 同代百文在之

同扱新出来分内四方搦者 南八大明神修理田ヲ堺・東八同大明神田ヲ堺・西八道ヲ堺・北八大門之江ヲ堺也、

大明神ヨリ相立本米内也、  
合貳石壹斗八升壹合貳夕 立木定

有坪四杉村  
合貳段 分米壹石五斗七升者 立木定

但四杉西道分之内 此外壹石貳斗五升四杉之林之宮へ相立、

南八海道ヲ堺・東八杉之木江ヲ堺、  
四方搦者 西八開おといノ田ヲ堺・北大柿之下岸ヲ堺也、

〔異筆〕  
〔花押〕  
〔文者〕 近藤民部丞方ヨリ相立呉服銭

以上

右件之年貢米并代方者依在（後欠）

（裏花押）  
（花押）

〔異筆〕  
〔朝倉兵庫助殿之御判〕

一五 明智光秀・羽柴秀吉・滝川一益連署状写

〔異筆〕  
〔織田坊領并山林申 以写可為同前候、以上〕

織田大明神領之事同前候、任当知行之旨不可有相違之由候、全領知簡要

〔異筆〕  
〔御祈願所也〕

玉蔵坊  
参  
〔異筆〕  
〔後八千手院〕

〔異筆〕  
〔トメノ判形〕  
養躰院（花押）  
千手院（花押）

行光坊（花押）

九 織田寺坊中・社家連署状写

（前欠）

右此分者新御寄進員數、寺家江上表之外候之条、其方永代可有寺務之状  
如件、

永祿元  
五月十一日

常樂坊 書判

舜陽坊 同

福寿坊 同

延命院 同

行光坊 同

養躰院 同

千手院 同

木戸政所 同

奥之祢宜 同

新四郎祝 同

馬場祝 同

玉蔵坊江

一〇 社家代大祝・養躰院連署状

〔異筆〕  
〔御公儀之御印判如此〕

乍恐以一書注進令申候、

〔異筆〕

一 最前之一書二相載如令申候、〔知法院也〕円鏡坊立置申坊二延命院下人を置、在家

二 被仕候段、不相届之旨訴訟申候処、去月十四日彼下人坊内を被出、

四方之垣其外さく、以下悉被破取、屋迄計二仕被置候間、彼坊廳而つ  
ふれ申候、

一 智法院之持仏堂木蔵之様二仕、本尊を八延命院二置被申候、諸事訴訟  
申上候二付而、当月九日二本尊智法院へ遷被申候、

一 常蔵坊之戸障子延命院悉馳取、辻堂之様二仕被置候儀、是亦不相届之  
旨申上候処二、今月五日二彼戸障子を持返如前々被立置候、寺社申候

半二、延命院如此何も仕度丰儘之儀共言語道断之次第二御座候、被成  
御糾明候者其御心得所仰候、為其注進令申候、恐惶謹言、

十一月十三日

社家代  
大祝（花押）

養躰院  
尊永（花押）

〔朝倉景運〕  
越中守殿

梅野三郎〔吉仍〕右衛門尉殿

人々御中

一一 小泉長治書状

態以折紙令申候、仍山本庄久恒名之内禅佐買得分之儀付而年々及申、先  
年以御意、彼論所地被押置候処、其以後禅佐以御理、寺社与申一途候間、  
以一筆禅佐二被為預置候、就其子細在之儀候条、彼御押奉書写并禅佐一

四 (翻刻文末参照)

宣旨

五 織田寺俊宥等連署書違状

劔大明神御神領之内山本庄久恒吉名之事、殿様江参候御本米諸納所夫役等敵重被致其沙汰、内徳分定式拾石地子錢伍百文、毎年無懈怠御寺納候て名代職之事可有取沙汰候、殊彼名沽却散在之地算合之儀被 仰出候条、急度可有算合候、万一公方諸濟物、又者寺納分少毛御無沙汰仁付而者不及案内名代職致改易、余人仁可申付之旨書違申処状如件、

織田寺 俊宥(花押)

享祿元年拾二月十六日

(異筆) 「月行事衆也」  
盛祐(花押)

盛範(花押)

(異筆) 「雨夜・白崎・堀江・本莊殿四人、越前一国之守護人也」

盛順(花押)

隆乘(花押)

雨夜新左衛門殿

参

六 後奈良天皇宣旨

(付箋) 天文十七年 二月卅日  
「後奈良天皇御宣旨 親行朝臣」

(端裏書) 「口宣案」

上卿 広橋大納言

天文十七年二月卅日

從四位上忌部親行朝臣宣任權少輔

蔵人頭右近衛權中將源重保奉

七 常樂坊宗白・玉蔵坊宗慶連署書状

御札令拝見候、仍千手院後住之事、富田式部入道方息龜松殿江被仰談候之由承候、尤以目出存候、各不可有如在候、此由可得御意候、恐惶謹言、

(異筆) 「天文十七年」十一月十六日

常樂坊

宗白(花押)

玉蔵坊

宗慶(花押)

山崎新左衛門尉殿 御報

八 玉蔵坊分内田地作職安堵状

当社御神領玉蔵坊分之内田地作職之事、

合参ヶ所者 分米参石 但經所之定

合老所者 畠地子錢参百文

右之田地年貢米・同代方、毎年無懈怠可有御蔵納候、但此年貢米其方へ下行米二可有立用候、万一此田地いか様之方へ毛沽却、又八一作売なと候者、其方へ不及案内作職別人二可申付候、仍永代作職不可有相違之状如件、

(異筆) 常樂坊(花押)、「千手院之同家」

舜陽坊(花押)

福寿坊(花押)

延命院(花押)

永祿元年五月十一日

新出中世文書翻刻

一 信昌公力ナ書置文残簡

〔付箋〕  
明徳四年癸酉七月  
信昌公力ナ書置文残簡

就将広加判為次第逆之由申之、非無其謂歟、雖然如置文之言者将広無隙之間為信昌奉行、云為自筆云曰下判形非無其謂歟、為未代於令将広加判者在所有何処哉、如教経文者、不背仁義・礼智・信法以親孝行云哉、敬順以背逆者孝行云哉、不随仰者孝行云哉、

同年癸酉七月 日

信昌七十八

此箱内入状数

一 日御供并修理御下文

一通

一 修理造管御感令旨一通

預所常陸法橋  
御書状一通

一 御管領左衛門守殿御感

一通

又添記一通

右為未代置文状如件

重置文御判 一通

二 劔大明神灯明料注文

〔異筆〕  
天澤様之御裏判有之

当社灯明料事

一 氣比之灯明料田畠之事

一 経所ノ不動灯明料之事

一 講堂灯明料坊地之事

右此条々御口入付候て去年分より渡申候、跡々算用之事寺家中へ御調法肝要候、次二頓写之事毎年取沙汰可仕候、

明応六年丁卯月十九日

養躰院  
隆尊（花押）

進上 真禪院

〔裏書〕  
此分可有寺務之状如件

明応六年十二月九日 貞景（花押）

織田庄社中

三 右衛門・正円兵衛運署請文

西山宗信名之内壱所、従本千手院御買得候之内を、院中西之地下衆ほり田〔卷〕仕候て饗之事神田二仕付候、此田八千手院御買得之山之中をほりあ

け候之条、於未代違乱煩申間敷候、為其三崎ノ正円兵衛殿支証人に立被申候、於以後我々子々孫々としてとかくの儀申者出来候者、公方地下として盜賊之御罪科二被行可申候、仍為後日証文之状如件、

永正拾七年四月廿三日  
大王丸ノ正善之子  
右衛門（花押）

正円兵衛（花押）

千手院

旨

〔裏書〕  
右任此証文之旨当知行之上者、不可有相違之状如件、

天文四年八月十四日

景良（花押）



## 福井県文書館研究紀要 第3号

---

平成18年3月31日 発行

編集発行 福井県文書館  
〒918-8113  
福井県福井市下馬町51-11  
Tel.0776(33)8890

印刷 株式会社エクシート  
〒919-0482  
福井県坂井市春江町中庄61-32  
Tel.0776(51)6678

---